

北千葉広域水道企業団発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、北千葉広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（工事費内訳書の要件）

第2条 工事費内訳書は、別記様式によるものとする。ただし、企業団が必要と認める場合は、別に定める様式を用いることができるものとする。

（工事費内訳書の提出）

第3条 工事費内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、工事費内訳書を封書にし、持参により提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

（工事費内訳書の確認）

第4条 工事費内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、入札の執行者が記載内容を確認するものとする。

（重大な不備）

第5条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱うものとする。

- （1）指定した様式による工事費内訳書の提出がない場合。
- （2）工事費内訳書とは無関係な書類である場合。
- （3）工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。
- （4）工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。
- （5）工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。
- （6）工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。（以下、同じ）。

(7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。

(8) 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

(談合が疑われる場合の取扱い)

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があったものとみなし、談合情報対応マニュアルに基づき、公正入札調査委員会の事務局に通報するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

注意：工事費内訳書は、この様式で作成して下さい。指定した様式以外で提出すると入札が無効となります。

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

北千葉広域水道企業団企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事価格 金 円

(上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額をもって請負いたします。)

工事名

工事場所

工 種 等	見 積 金 額 (単 位 : 円)											
直接工事費(1)												
共通仮設費(2)												
現場管理費(3)												
一般管理費(4)												
合計額(工事価格) (1)+(2)+(3)+(4)												

※この工事費内訳書（代表者印等の押印不要）に見積金額を記載して、PDF形式で電子入札システムに送信してください。

※工事価格は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載し、電子入札システムにおける入札の額と一致する。この工事費内訳書において重大な不備がある場合（別紙参照）は入札が無効となるので留意してください。

工事費内訳書において重大な不備がある場合

- 1 指定した様式による工事費内訳書の提出がない場合。
- 2 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。
- 3 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。
- 4 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。
- 5 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に扱うものとする。（以下、同じ）。
- 6 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。
- 7 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。